

防災用自家発電装置の更新について審査 4社から申請のあった4対象品目を承認

内発協、第136回自家発電設備認証委員会

内発協（平野正樹会長）では令和5年12月20日、「第136回自家発電設備認証委員会」を東京・港区芝の事務所で開催しました。委員長は東海大学工学部特任教授の畔津昭彦氏。今回は4社から申請のあった防災用自家発電装置4件の更新についての審査を行った結果、4社の4対象品目はすべて承認され、合計5件の認証番号が付与されました。

4社の内訳は以下のとおり。

- ▼オーハツ株式会社（本社工場）1件
- ▼安川オートメーション・ドライブ株式会社（行橋事業所）1件
- ▼シンフォニアテクノロジー株式会社（豊橋製作所）2件
- ▼川崎重工業株式会社（エネルギーソリューション&マリンカンパニー）1件

第136回自家発電設備認証委員会審議結果

申請事業者等	対象品目	認証番号 ^{※1}		有効年月日 ^{※2}	審査の種類
オーハツ(株) 本社工場	防災用自家発電装置	B-D-34		2028.12.21	更新
安川オートメーション・ドライブ(株) 行橋事業所	防災用自家発電装置	B-D-480		2029.2.28	更新
シンフォニアテクノロジー(株) 豊橋製作所	防災用自家発電装置	B-D-12	B-T-12	2028.11.3	更新
川崎重工業(株) エネルギーソリューション&マリンカンパニー	防災用自家発電装置	B-T-72		2029.7.4	更新
4事業者	4対象品目	5認証番号			

※1 認証番号については次のとおり。

B：防災用自家発電装置、J：常用自家発電装置、K：常用防災兼用発電装置、H：非常動力装置、R：可搬形発電設備、D：ディーゼル機関、T：ガスタービン、C：ガス機関

※2 有効年月日（有効期限）の付与については次のとおり。

1. 申請等の種類が「新規」の場合：会長決裁の日から起算して5年後の応答日の前日。
2. 申請等の種類が「変更」の場合：有効期限の変更無し（新規又は更新時に付与された日）。
3. 申請等の種類が「更新」の場合：有効期限の翌日から起算して5年後の応答日。
4. 申請等の種類が「サーベイランス」の場合：有効期限の変更無し（新規又は更新時に付与された日）。